

浄土宗知恩院発行『金光上人関係伝承資料集』を批判する

古田武彦と古代史を研究する会（東京古田会） 安彦克己

古田武彦氏の学問研究は親鸞研究から始められた。親鸞についての最後の論文「親鸞伝の深相—佐渡から越後へ—」（『頸城文化』2007）では、「承元の弾圧」（承元元年、1207）による親鸞の遠流地は従来「越後」とされてきたが、「令制の流罪規定」に則れば「越後」はなく、「佐渡」であると論じられた。親鸞研究者には想像もつかない説である。

氏はそれより先、『新・古代学』第1集（1995）、「累代の真実」（41頁）で、『北鑑』第26巻「金光伝」から

「金光坊圓證は、阿波之介なる者より流罪の事を聞きて、先づ綽空（親鸞—注安彦）を佐渡に訪ねたり。金光坊、聖光坊は布教に出でたるに付き、綽空は師と會ふが如く悦びたり」

を取り上げ、「今後検証したいテーマです」と書かれている。しかしその後、金光上人、親鸞上人に関する鋭い論攷を拝読することは叶いませんでした。

（一）『金光上人関係伝承資料集』（『金光上人資料集』）批判

私は『金光上人資料集』について三本の拙論を東京古田会の会報に発表した。

第一論文 石垣金光上人の入滅日を検証する（160号 2015年1月）

第二論文 『金光上人関係伝承資料集』を批判する（162号 2015年5月）

第三論文 否定された『和田家文書』金光上人史料は肯定された

—上人800年大遠忌について浄土宗に問う—（179号 2018年3月）

発表までの経緯をまとめてみた。

1) 『和田家文書』（『東日流外三郡誌』）を史料にして金光上人研究書が出版される。

佐藤堅瑞上人著『金光上人の研究』昭和35年（1960）浄円寺発行。

開米智鎧上人著『金光上人』昭和39年（1964）撰取院発行（非売品）。

2) 古田武彦氏九州王朝説を発表。1971年『『耶馬台国』はなかった』

3) 従来説の学者らは誰一人反論出来ず。

4) 1980年代後半、古田氏は『和田家文書』を“真偽を含めて”研究してみると発言。

5) 氏に反論出来ずにいた学者らは一斉に「偽書」呼ばわりし、バッシングが始まる。

6) 「偽書」派の輩が浄土宗に通報か。Who?

7) 浄土宗はPTを組み、『和田家文書』と金光上人について調査開始。

8) 浄土宗、『金光上人資料集』を発行（1999）。「和田文書」の章で『和田家文書』を論難し、先行研究者、古田氏、藤本光幸氏らを批判し酷評した。

9) 東奥の僧太民が弘安5年（1282）に著した『金光禪師行状』（『行状』）の入滅日は『和田家文書』と同じ建保5年（1217）3月25日。

その故、PTは『行状』をも『和田家文書』的と批判し、入滅日も否定した。

その上『行状』が記す東日流、一枚起請文、般舟讚、末法念仏独明抄も疑問とした。

10) PTは入滅日否定の根拠として天童三宝寺弁識の書『金光上人事蹟』を挙げる。

11) 弁識は、『行状』には浄土宗の宗室『勅修御伝』と齟齬があったとした。

「太民ノ古記ニ建保五年三月二十五日ト記ス。是疑ベキノ最一ナリ。古記、建保五年三月二十五日於津輕寂スト云カ如キハ、大師ノ示寂ヨリ後六ヶ年ニ当リ、嘉禄三年門弟ヲ国々ハツカワサル時トハ、示寂ヨリ後十六年ニ当ル。仮令伝説ト雖、光師勅勘ノ配流等何ゾ其時日ヲ誤ン。然レバ嘉禄ニ竄セラルルコト必セリ。那ゾ十ヶ年ノ後ニ配セラルル人、建保ノ先ニ彼地ニ滅フトラン。太民ガ記、誤レルコト必セリ。」

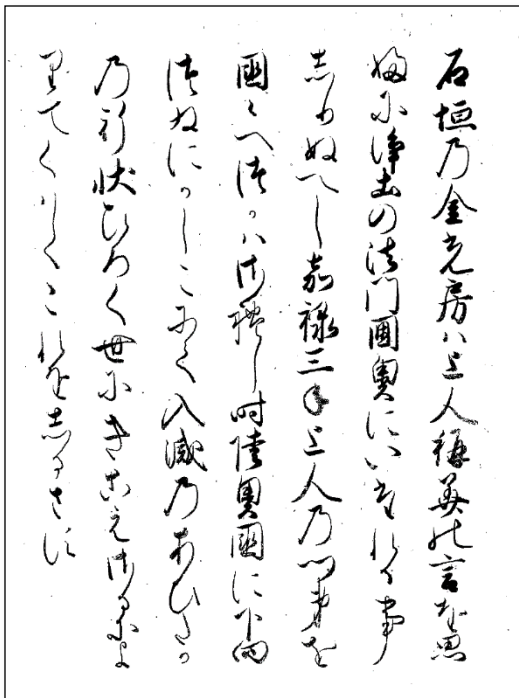
12) 拙論第一で、弁識が依拠した『勅修御伝』に歴史記述に誤りがあると指摘。

『勅修御伝』（『勅伝』）とは知恩院が所蔵して国宝に指定されている四十八巻からなる絵巻物『法然上人行状絵図』のことで、『四十八巻』ともいわれる。

中井真孝著『法然』によれば

「法然と皇室との関係を誇示する宗派の至宝と見なされ、最も権威のある法然伝として崇められるようになった。すなわち『勅伝』は絶対視され、そこに描かれた法然像が宗派の公定するところとして、不動の位置を占めたのである」

とある。



その最終巻の四十八では

「石垣の金光房は（法然）上人称美の言を思うに浄土の法門闡奥にいたれることしりぬへし。嘉禄三年、上人の門弟を国々へつかはされし時、陸奥国に下向、ついにかしこにて入滅のあひた、かの行状ひろく世にきこえさるによりてくわしくこれをしるさす」

（闡奥＝学問などの奥深いところ）

とある。（左）

冒頭に「石垣の金光房」とあることから、弁識はそのまま「嘉禄三年」（1227）に金光房が陸奥国へ竄流されたと理解した。

しかし、勅勘による浄土宗の僧隆寛（後出）を始め四十余名が逮捕され、諸国へ流された「嘉禄の法難」時には、金光房は既に入滅していた。

13) 拙論第二では、『行状』が記述する東日流・一枚起請文・般舟讚に関しての『金光上人資料集』の批判は、全ての外れであり、逆に『行状』が真実の歴史を伝える貴重な史料であることを証した。

14) 2016年、金光上人800年大遠忌法要が開催された（於、青森市）。このことから、浄土宗は建保5年入滅を認めたことになる。ならば、PTが『和田家文書』を批判し、否定したことと大遠忌開催との整合性を浄土宗は説明しなくてはならない。

- 至宝『勅修御伝』の金光上人に関する記述に誤謬があったにもかかわらず、『和田家文書』を批判し、研究者を批判し、それによって、各々のその後の半生に大きな影響をもたらす結果となったこと、浄土宗PTは関係者に謝罪すべきではなからうか。

深慮すれば、意図を持って浄土宗に通報した「偽書」派の輩の罪はさらに深いと想わずにはいられない。

西暦	95	96	97	98	99	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
元号	建久	7	8	9	正治	2	建仁	2	3	元久	2	建永	承元	2	3	4	建暦	2	建保	2	3	4	5	6	承久	2	3	貞応	2	元仁	嘉禄	2	安貞	2		
事件					法然、門弟派遣								承元の法難土佐	讀時			一枚起請文／入寂ノ55 安心立命之事 掃洛		勢観房書写					金光、書遺之事											嘉禄の法難	隆寛入寂
法然																																				
金光																																				
隆寛																																				

(二)『一枚起請文』と『天真名井家文書』「安心立命之事」

『一枚起請文』とは法然上人が念仏往生の意義を一紙に記したもの。浄土宗の認識では、建暦2年(1212)正月23日に、上人の死期の迫ったのを悟った門弟の勢観房源智が、念仏の要点について一筆を給わり、形見にしたいと申し出て、上人この願いをいれて筆を執ったのが『一枚起請文』、源智一人が秘匿相承していた、としている。

先述の太民の『行状』には『一枚起請文』(法然大師遺誓)について「建保初平安勢観禪師 遙隨喜師化道 書寫善導大師般舟讚一卷及法然大師遺誓一篇」とある。浄土宗のPTは建保初年では源智一人が秘匿していた時期であり世間に出るのは「おかしい」と難じている。

昭和59年頃、静岡県島田市で発見された隆寛(嘉禄の法難で流された僧)作とされる『法然上人伝』には、

「(法然は)鎮西聖光坊へ一まひまいらせて、滅後のかたみと深く持給へ(中略)ころさしあらん人たちニハまいらせたまいかし」

とある。上人は聖光坊にも『一枚起請文』を渡すように伝え、また念仏修行者には誰にでも配りなさいとして、ここでは特別な伝書としては扱ってない。これは源智一人相承の浄土宗の認識を覆す記述である。

<h3>一枚起請文</h3> <p>源空述</p>	もろこし我がてうにもろくの智者達の さたし申さるゝ、観念の念ニモ非ズ。又学文をして 念の心を悟リテ申念仏ニモ非ズ。たゞ往生極楽のためニハ、 南無阿弥陀仏と申て、疑なく往生スルゾト思とりテ、 申外ニハ別ノ子さい候ハズ。但三心四修と申事ノ候ハ、 皆決定して南無阿弥陀仏にて往生スルゾト 思フ内ニ籠り候也。此外ニおくふかき事を存ぜバ、 二尊ノあハれみニハヅレ、本願ニもれ候べし。念仏ヲ 信ゼン人ハたとひ一代ノ法を能々学ストモ、一文不知ノ 愚とんの身ニナシテ、尼入道ノ無ちノともがらニ 同シテ、ちしやノふるまいヲせずして、只一かうに念仏 すべし。
	為証以兩手印
	浄土宗ノ安心起行、此一紙ニ至極セリ。源空ガ 所存、此外ニ全ク別義を存ゼズ。滅後ノ 邪義ヲふせがが為メニ、所存を記し畢。
	建暦二年正月二十三日
	源空(花押)

資料 **史料A** 京都黒谷金戒光明寺蔵 法然上人実筆の『一枚起請文』

史料B 弘前市竹田家蔵 『天真名井家文書』「安心立命之事」

浄土宗ホームページから『一枚起請文』の現代訳文(解釈)を引く。(番号は筆者)

「①私の説いてきた念仏は、仏の教えを深く学んだ中国や日本の高僧の方が理解して説かれてきた、静めた心で仏のお姿を想い描く観念の念仏ではありません。

②また、仏の教えを学びとることによって、念仏の意味合いを深く理解した上でと見える念仏でもありません。

③阿弥陀仏の極楽浄土へ往生を遂げるためには、ただひたすらに「南無阿弥陀仏」と

となえするのです。一点の疑いもなく「必ず極楽浄土に往生するのだ」と思い定めてとなえするほかには、別になにもありません。

④ただし、念仏をとなえる上では、三つの心構えと四つの態度が必要とされますが、それらさえもみなことごとく、「『南無阿弥陀仏』とおとなえして必ず往生するのだ」と思い定める中に、おのずとそなわってくるのです。

⑤もし私が、このこと以外に念仏の奥深い教えを知っていながら隠しているというのであれば、あらゆる衆生を救おうとするお釈迦さまや阿弥陀さまのお慈悲にそむくことになり、私自身阿弥陀さまの本願の救いから漏れおちてしまうことになりましょう。

⑥念仏の教えを信じる者たちは、たとえお釈迦さまが生涯をかけてお説きになった教えをしつかり学んだとしても、自分はその一節さえも知らない愚か者と自省し、出家とは名ばかりで、ただ髪を下ろしただけの人が、仏の教えを学んでいなくとも心の底からお念仏をとなえているように、決して智慧あるもののふりをせず、ただひたすらお念仏をとなえなさい。以下略」（尼入道＝在家のまま髪を剃って仏門に入った女性）とある。

次に「安心立命之事」の和漢文を読下し文にした。（藤田隆一氏による）

金光殿	沙門源空花押（手形判在り）	建暦元、十二月二十三日	此の外の奥深き事を爲し尋ぬる者は、二尊の愍みの念に外れ本願に漏れ候可し。 念佛不信の人は、譬え一代法を能く能く学ぶ共、一文不知と爲れり。愚鈍の身・尼入道の無知の輩と爲りて、智者の振舞いを爲さず、唯一向に念佛を専修す可し。
-----	---------------	-------------	---

『一枚起請文』（A）と「安心立命之事」（B）の相違点

（1）（A）は仮名交じり文、（B）は和漢文。衆生にたいして、理解し易い仮名交じり文をわざわざ難しい和漢文する意図は見いだせない。（B）→（A）
（2）記載日は、（A）建暦2年正月、（B）建暦元年12月。法然上人が流罪から帰洛したのは建暦元年11月20日。（B）は京都で上人自ら体調をみながら書かれたと推せる。

（3）新発見の隆寛本『法然上人伝』では、

聖光坊に形見として届け給えとある。ならば、上人がもう一人の浄土宗の正統後継者金光坊にも同様に届けたいと意図したこと不思議はない。（B）はその写しではないだろうか。

（4）その上で両文書の一番大きな違いをみると、（A）の「念佛ヲ信セン人ハ」に対して（B）は「念佛不信人」となっている。（史料B参照）

先に示したように浄土宗は「信せん人」を⑥「信じる者たち」と解釈している。

「信する」に濁点を入れてサ変動詞を活用すると、未然形は「信ぜん（む）」、連体形は「信ずる（人）」となる。

上人の数ある消息文から動詞「信ず」の用法を探ると「信ぜん（む）」は2例あった。

「仏ノ願ヲ信ゼム人ハ、カネテ臨終ウタガウコトロアルベカラズトコソハオボエ候へ」

「念佛ノ行ヲ信ゼヌ人ニアヒテ論ジ、アラヌ行ニ異計ニ人々ニムカヒテ執論候ベカラズ。」
この二例はともに「信じない人」の意である。

以上から、『天真名井家文書』に基づき、捻れのない解釈すると
「念佛を信じない人は、たとえ釈迦一代で作りあげた仏法を学んだとしても、自分はその
一節さえも知らない愚か者と同様で、、、」
となる。こちらの方が浄土宗の解釈よりずっとすっきり理解出来る。

浄土宗の最重要文書『一枚起請文』の解釈は長年にわたり法然上人の意図を誤伝していた
可能性がでてきた。知恩院を始め全国七千余の浄土宗寺院、僧侶、研究者に問う。